



ごあいさつ

平成21年度から平成23年度まで、文部科学省科学技術人材育成費補助金女性研究者研究活動支援事業(女性研究者新モデル育成)秋田大学「大学間連携と女性研究者支援in秋田」の事業とともに歩んできた男女共同参画室ですが、今年度は“すべての教職員の男女共同参画推進”をスローガンに掲げました。男女を問わず、職種や勤務形態の多様性に配慮した、個々のニーズに応じた、より柔軟な支援体制の構築をめざして活動を進めてまいりたいと思います。

今年度もよろしくご支援、ご鞭撻くださいますよう、お願い申し上げます。

秋田大学男女共同参画推進室長 渡部 育子

平成24年度 秋田大学優秀女性研究者表彰候補者の推薦について

昨年度に引き続き、今年度も優秀な若手女性研究者を表彰することとなりました。

この表彰制度は、昨年度制定された「秋田大学優秀女性研究者表彰要項」に基づき、本学に所属する40歳未満の若手女性研究者で、国内又は国外において学術上優れた研究成果を挙げた研究者を、各部署長より推薦を募り、その業績を称える目的で実施するものです。

昨年度は3名の女性研究者が日頃の研究業績を認められ受賞しました。



平成23年度表彰式の様子

- ❁ 医学部附属病院の助教 森井真也子先生は、小児外科の主要な疾患である胆道閉鎖症の病因・病態を解明するために、自らヤツメウナギを採取し、研究を進め論文を発表されました。研究支援員制度を利用し、臨床、研究、子育てを両立されています。
- ❁ 同附属病院の助教 河村七美先生は、皮膚科の臨床の仕事しながら産婦人科の研究室で「BDNF/TrkBシグナルの生殖における役割」について研究され、数多くの論文発表などをされております。子育てについては、同僚や夫の理解、協力を得ながら、千秋保育園、病児・病後児保育室を利用し仕事との両立をされました。
- ❁ 工学資源学研究科の特任助教 中島佐和子先生は、バイオ系や人間情報工学の分野を経て福祉工学(聴覚障害者のための映画鑑賞支援技術の開発)の研究をされております。積極的に福祉の現場に出かけ、障害者や高齢者とのコミュニケーションをとりながら社会のニーズを的確に把握し、研究活動に取り組んでおられます。外部資金の獲得にも成功しており、今後も更なる活躍を期待されての受賞となりました。その後、平成24年4月1日からベンチャーインキュベーションセンターの助教として採用されました。

今年度も研究支援員制度を実施します

今年度も要望の多い「研究支援員制度」を実施いたします。

研究支援員制度は、本学の女性研究者(一部男性研究者にも適用)が育児や介護、家庭と研究業務を両立することができるよう支援する目的で、平成23年度に創設されました。

第1回目の昨年度は3名の女性研究者から申請があり、5名の研究支援員が活躍いたしました。昨年度の被支援者(研究者)は研究支援員配置期間中に論文を発表するなど研究業績の向上が認められました。今年度も家庭に研究に頑張る多くの方に飛躍してもらいたいと思います。

※詳細については、秋田大学男女共同参画推進室ホームページ、学内ポータルサイト(AU-CIS)をご覧ください。



知っていますか？

秋田大学で働くあなたのための権利

～ライフステージに応じた休業・休暇制度があります～

平成23年10月に秋田大学教職員2,203名を対象に男女共同参画にかかわる意識調査を行いました。その結果、育児又は介護休業制度について「知らない」、「わからない」という回答が全体の1割以上ありました。また、職場の環境として「休業制度が利用しやすい」という回答は育児休業については全体の3割弱ですが、「利用しにくい」という回答も2割以上ありました。介護休業については「利用しやすい」という回答は1割弱、「利用しにくい」という回答は3割以上でした。

秋田大学では妊娠、出産、育児そして介護…。個々のライフステージに応じて利用できる制度があります。これから秋田大学の様々な制度についてニュースレターでご紹介していきます。理想のワークライフバランスの実現には、職場の制度をよく知ることが大切です。今回は妊娠・出産期に利用できる制度のご紹介です。配偶者が出産する男性職員のための制度もあります。

女性職員

赤ちゃんができた！！



妊婦の通勤緩和

妊娠中の休憩・休業

妊娠中体調が悪い時などは有給で特別休暇を取得できます

妊産婦の健診・保健指導

妊婦健診時などは有給で特別休暇を取得できます

妊産婦の就業制限

産前休暇制度

産前8週間(多胎の場合は14週間)

産後休暇制度

産後8週間(医師が認めた場合は6週間に短縮可能)

配偶者出産付添休暇制度

配偶者の出産する2日の範囲で有給の特別休暇を取得できます。(非常勤職員は適用されません)

育児参加休暇制度

出産する配偶者又は未就学児を養育する男性職員は、配偶者の産前産後休暇中に14日以内で有給の特別休暇を取得できます。(非常勤職員は適用されません)



男性職員

赤ちゃんが！！



コロコニガイドブックにはより詳しい説明や育児や介護にかかわる制度もご紹介しています。お持ちでない方は男女共同参画推進室までご連絡ください。

※各制度の詳細については、所属の総務担当(医学系研究科・医学部・附属病院は医学部総務課人事担当及び職員担当)又は人事課人事担当までご照会ください。

編集後記

北国秋田でも蝉の鳴き声や祭囃子が聞こえる季節となりました。育児・介護と仕事を両立している方にとっては、夏休み中の子どもたちの食事や熱中症など心配事も多い季節ですね。水分も睡眠も休暇もしっかりとって、体調もワークライフバランスも崩さないようにしましょう♪♪

(コロコニスタッフ村井)

